

「養子」による皇位の継承と宮家の相続は可能か

(京都産業大学名誉教授) 所 功

現行の「日本国憲法」では、第二条に「皇位は世襲のもの」であり、国会の議決した「皇室典範」は、第一条に「皇位は、「皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と規定している。しかもその男子は、第六条で「嫡出の皇子・・・嫡男系嫡出の子孫」に限られ（側室の庶子を認めない）、さらに第九条で「天皇及び皇族は、養子をすることが（出すことも）取ることもできない」と養子（猶子）を禁じている。

このうち、旧典範では側室庶子も皇族と認める一方、それによつて世襲宮家の男子孫が多くなり、養子まで認めたら「宗系紊乱」の恐れがあるとみて養子を禁じた。それを戦後、側室庶子の否認に踏みきりながら、養子縁組の禁止を続けたところに無理がある。

「親王宣下」による宮家の世襲と宮家皇族による皇位継承

そこで、歴史を振り返ると、大宝・養老の繼嗣令では、天皇の皇子・皇女のみを親王・内親王、その玄孫（四世）までを王・女王と定めた（五世以下は皇族に非ずとした）。しかし、平安時代に入るころから、一世子女でも天皇の養子となり親王・内親王の宣下を蒙らなければならなくなつた。やがて室町初期から、いわば分家の宮家では、その男子孫も同様に親王宣下を受けることにより宮家を世襲できるようになつた。

さらに江戸時代には、その宮家皇族が皇位を継承した例まである。たとえば、新井白石の建言もあつて創設された閑院宮家は、東山天皇の第六皇子直仁親王が初代となり、その孫が桃園天皇の猶子（養子）となつて美仁親王と称し三代目を相続した。

その異母弟の兼仁親王は、聖護院に入つていたが、後桃園天皇の崩御により、急遽その再従叔父にあたる兼仁親王が、先帝と同妃の養子とされ皇位を継承して光格天皇となられた。これによつて、後桃園天皇から光格天皇への直系継承の形が作られたことにならう。

養子皇族による皇位の継承と皇族女子の宮家相続

ところが、前述のごく明治以降の「皇室典範」は皇族の養子を全面禁止した。それによつて、宮家でも後継の男子がなければ絶家とならざるをえない。

その慣習が戦後に皇籍離脱した十一宮家でも固守され、既に六家が絶家か当代限りとなつてゐる。残る五家には、一般国民として産まれた孫世代の男子が現存するとはいえ、典範を改正しても、その世代か次の世代で養子として皇族になる人がえられるかは判らない。ただ、現行典範の第九条に特例を認めて、天皇と皇族の養子縁組ができるようにする場合、もし「皇嗣」の秋篠宮殿下が五歳半上の兄君の後を継がない（宮家当主として残る）と決断されるならば、長男の悠仁親王が伯父の今上陛下の養子となられ、直系継承の形をとることも、一つの可能性として慎重に検討されたらよいのではないかと思われる。

なお、典範の第十二条を緩和して、皇族女子が結婚されても新宮家の当主になりうるとする場合、その夫との間の子を皇族と認めれば、当宮家を相続することができる。その子は皇位の継承資格をもたなくとも、皇族としての公務を分担しうることに意味があろう。ちなみに、三笠宮家では、崇仁親王・同妃の間に誕生された三親王が父君より先に薨去されたので、長孫の彬子女王（四十四歳）が当主となつて同家を相続され、公務に励んでおられる。それは皇族女子宮家（いわゆる女性宮家）新設の意義にほかならない。

（令和七年十二月二十三日）